

最高裁秘書第1371号

平成31年3月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

2月18日付け（同月20日受付，最高裁秘書第896号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所庁舎新営審議会答申（片面で15枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報並びに公にすると庁舎管理及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（室名）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判所庁舎新営審議會答申

昭和四十一年八月三十一日

最高裁判所庁舎新営審議会会長

川 島 正 次 郎

最高裁判所長官 横 田 正 俊 殿

本審議会は、昭和四十年九月二十五日付最高裁判所の諮問に対し、慎重審議を重ねた結果、別紙のように答申する。

## 最高裁判所庁舎新営審議会答申

### 第一 最高裁判所の敷地

最高裁判所は、できるかぎり国会議事堂の附近に位置することが望ましく、かつ、その庁舎敷地は、後述のように、延面積四二、八〇〇平方メートルの建物を建設するに足りる面積を保有しなければならない。現在、東京の中心部において、右の条件を具備している土地は、東京都千代田区隼町一三等の一団の土地（旧パレス・ハイツ跡、内訳別表（一）のとおり）をにおいて他にないから、当審議会としては、右土地をもつて最高裁判所新営庁舎敷地とすることを最終的に決定すべきであると考ええる。

なお、右土地のうち、公民有地合計約八、二〇〇平方メートルについては、最高裁

判所において、関係国家機関の協力のもとに、可及的すみやかに確保することが必要である。

## 第二 最高裁判所庁舎の規模

最高裁判所庁舎の規模としては、延床面積四二、八〇〇平方メートル（内訳別表（一）のとおり）程度が妥当である。

これは、一方において、現在の定員を基礎としてこれに官公庁施設の基準を適用しつつ、他方において、最高裁判所庁舎の特殊性を考慮して所要各室各部分の面積を算出し、さらに将来の機構増大等の変遷にも堪えるなどのために、執務関係で二三パーセント、厚生、保管、管理の各部門でそれぞれ一〇パーセントの余裕を見込んだもの

である。

なお、右四二、八〇〇平方メートルは、庁舎そのものの延面積であるが、わが国都市交通の現状にかんがみ、ほかに地下駐車場一二五台分三、七五〇平方メートルの設置を必要と考える。

### 第三 最高裁判所庁舎の様式

最高裁判所庁舎の様式については、最高裁判所事務総局経理局の「最高裁判所庁舎新営の構想試案」の該当部分（同試案八ページ四行目から一〇ページ一行目まで）は、おおむね妥当であると考ええる。

なお、建物の高さおよび階層数については、皇居との関係が十分考慮されており、

かつ、周囲の景観とよく調和したプランが得られるのであれば、必ずしも一定の高さまたは階層数の枠わくを設けて、これにはめこむ必要はないと考える。

#### 第四 新営の経費

最高裁判所庁舎の新営に要する総工事費は、金七、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（内訳別表(三)参照）とするのが相当である。

右は、最高裁判所庁舎が現代建築の最高水準のものであるべきことを前提として決定されたものであるが、実際の建築完成までに相当長期間を要するので、工事の実施にあたっては、その間の工事費指数等の変動に対処し、実際に採用される設計の内容を考慮し、右の水準を維持するに支障のないように、所要の調整を加えることは当然

である。

なお、設計は、公開競技の方法によつて行なうのが相当であるが、これに要する経費は、別途十分に考慮すべきものとする。

## 第五 新営実施計画

設計については、最高裁判所の庁舎が重要な記念建造物であり、その新営は国家的事業であるとの見地から、広く案を江湖に求め、現代における建築造形の最高のものを追求するのが相当であり、したがつて、公開競技によるべきであると考えらる。なお、公開競技設計の実施については、従来ともいろいろ問題の存するところであるから、これを円滑に行なうため、設計競技形式の検討、審査員の選定その他の点に関し、た



だちに最高裁判所において、所要の措置を講ずる必要がある。

実施期間については、昭和四十二年度初頭より始めて、設計競技に約二十箇月（募集準備および審査の期間等を含む）、実施設計に約二十四箇月程度を要するものと考えられる。着工は、必ずしも実施設計の完了を待たなくても可能であるから、できるかぎり早目に着工すべきであるが、多額の工事費を要することでもあるので、当該時期における財政事情をも斟酌し、完成までの工事期間を按配すべきであろう。

## 第六 関 連 事 項

1 最高裁判所庁舎新営に伴い、室内環境の統一を図るため、新庁舎の意匠に適合した備品、調度品をあらたに取りそろえる必要があるから、これらの予算に不足をき

たさぬように、十分考慮しなければならぬと考える。

2 予定敷地は、中央官衙地域<sup>が</sup>の北端に位し、現在の国鉄、地下鉄等の駅からはやや遠い位置にあたるので、国民および職員の利便を考えあわせ、関係当局の協力を得て、地下鉄等による交通網の整備を実現する必要がある。

最高裁判所庁舎新営敷地内訳

別表(一)

地番	地目	面積		備考	地番	地目	面積		備考	
		公簿坪数	実測坪数				公簿坪数	実測坪数		
千代田区準町13の1	官有地	6,066.41	(28,674.98) 8,674.09	国有地	千代田区準町9の4	宅地	53.89	(4,430.18) 1,340.10	民有地	
〃 13の2	〃	1,772.50		〃	〃 9の5	〃	79.50		〃	
〃 13の8	〃	1.40		〃	〃 9の6	〃	922.95		〃	
〃 13の9	〃	13.00		〃	〃 9の7	〃	111.74		〃	
〃 13の11	〃	19.00		〃	〃 9の16	〃	122.22		〃	
〃 13の12	〃	14.00		〃	〃 9の8	〃	(158.41) 47.92		(178.52) 54.00	〃
〃 9の3	国有地	609.33		〃	〃 9の9	〃	106.79		(353.09) 106.79	〃
〃 9の11	宅地	178.45		〃	〃 9の10	〃	203.78		(703.58) 212.83	〃
〃 9の26	〃	42.71		(141.19) 42.71	〃 11の1	〃	509.72		(2,059.88) 622.95	〃
〃 11の2	〃	0.46		(353.09) 106.79	〃 11の9	雑種地	47.04			〃
〃 11の3	〃	106.33	〃	〃 11の10	宅地	0.22	(12.16) 3.68	〃		
小計		8,823.59	(29,169.20) 8,823.59		小計	2,205.77	(7,736.78) 2,340.35			
千代田区準町9の27	宅地	60.00	(363.63) 110.00	公有地						
〃 9の28	〃	(165.28) 50.00		〃						
〃 11の5	軌道地	47.00		(158.02) 47.80	〃					
小計		157.00	(521.65) 157.80		合計	11,186.36	(37,427.63) 11,321.74			

(注) ( )番はm<sup>2</sup>を示す。

最高裁判所新営庁舎面積内訳

別表(二)

区分	室名	面積(m <sup>2</sup> )	備考	区分	室名	面積(m <sup>2</sup> )	備考	区分	室名	面積(m <sup>2</sup> )	備考	
裁判関係	大 法 廷	560	3 3 室室	(事務総局)	延 吏 室	23	準備室を含む	保管関係	売 店	110		
		100			延 職 室	40			厚 生 室	129		
	小 法 廷	690			未 済 記 録 庫	84			計	1,009		
		180			小 計	3,607			倉 庫	1,151		
	大小法廷附属室	60			事 務 総 長 室	66			管理関係	守 衛 室		76
	検 察 官 控 室	33			事 務 次 長 室	60				宿 直 室		27
	弁 護 士 控 室	99			事 務 接 室	66				浴 室		7
	公 衆 控 室	220			特 別 接 室	130				庁 務 員 室		109
	和 解 室	25			大 会 議 室	550				作 業 室		29
	証 拠 品 庫	40			中 会 議 室	220				運 転 手・技 術 員 控 室		254
	記 録 庫	267			局 会 議 室	260				電 話 交 換 手 控 室		40
	記 録 閱 覧 室	70			局 長 室	350				電 話 機 械 設 備 室		200
	20	事 務 室	3,664	電 氣 関 係 設 備 室	480							
計	2,364	同 上 附 属 室	588	空 調 関 係 等 設 備 室	1,850							
		講 堂	550	焼 却 室	33							
		小 計	6,504	給 湯 室	120							
広報関係	見 学 者 控 室	300	参考資料室を含む 新聞記者会見室を含む	(その他)	事 務 室	99	給 湯 所	計	3,849			
	新 聞 記 者 室	152			事 務 計	10,210						
執務関係 (裁判部)	長 官 室	180		図書館関係	館 長 室	33		交通関係	合 計	21,387		
	裁 判 官 室	1,400			事 務 上 附 属 室	120						
	秘 書 官 室	310			事 務 向 上 附 属 室	60				150		
	裁 判 官 会 議 室	160			会 議 室	40				270		
	評 議 室	270			会 議 室	1,254				432		
	上 席 調 査 官 室	40			閱 覧 室	845				12,832		
	調 査 官 室	314			計	2,352				3,000		
	調 査 官 会 議 室	40								16,684		
	大 法 廷 首 席 書 記 官 室	25										
	書 記 官 室	403										
	訟 廷 事 務 室	328										
	厚生関係	診 療 室			380				厚生関係	診 療 室	380	
食 堂		320	食 堂	320								
理 容 室		70	理 容 室	70								
総 計	(延 面 積)	42,800		総 計	(延 面 積)	42,800						
										m <sup>2</sup> 21,387×0.6 75台分		

最高裁判所庁舎新営工事費内訳

別表(三) その一

区 分	数 量	単 価(円/m <sup>2</sup> )	金 額(千円)	摘 要
建 築 工 事	42,800m <sup>2</sup> (12,947坪)	118,014 (390,129円/坪)	5,051,000	法廷家具調度 187,500 香 架 37,518 美 術 装 飾 180,000 基 礎 杭 打 171,200 計 576,218 を含む
電 気 設 備 工 事	42,800m <sup>2</sup> (12,947坪)	21,425 (70,827円/坪)	917,000	引込補償費 30,000 屋 外 照 明 32,100 計 62,100 を含む
給排水・衛生 機 械 設 備 工 事	42,800m <sup>2</sup> (12,947坪)	25,491 (84,267円/坪)	1,091,000	エレベーター (10基) 158,900 エスカレーター(4基) 54,000 上水ガス引込補償費 2,000 厨 房 設 備 5,000 計 219,900 を含む
小 計	42,800m <sup>2</sup> (12,947坪)	164,930 (545,223円/坪)	7,059,000	
外 構 工 事	敷地面積 37,427m <sup>2</sup> (11,321坪)		707,000	敷地調査費, 障害物撤去費, 高速道路保護対策費 22,117 門, 阻障, 造園, 池, 噴水等および地下駐車場 685,562 計 707,679 を含む
合 計	42,800m <sup>2</sup> (12,947坪)	181,449 (599,830円/坪)	7,766,000	

建築工事費算出内訳

別表(三) その二

面積	官庁管轄 鉄骨鉄筋コンクリ ート造地下3階地 上11階の場合		I 法廷部分		II 法廷関係室		III 上級室		IV 一般事務室		V 会議室等室		V' 倉庫		摘要
	構成比率	単価円/m <sup>2</sup>	倍率	比率	倍率	比率	倍率	比率	倍率	比率	倍率	比率	倍率	比率	
			5,123m <sup>2</sup>		3,229m <sup>2</sup>		8,113m <sup>2</sup>		23,176m <sup>2</sup>		2,018m <sup>2</sup>		1,141m <sup>2</sup>		42,800m <sup>2</sup>
区分			官庁管轄に対する		同左		同左		同左		同左		同左		12,947坪
躯体	55	21,120	$\frac{2.75}{(2.5 \times 1.1)}$	151.25	$\frac{1.375}{(1.25 \times 1.1)}$	75.625	$\frac{1.375}{(1.25 \times 1.1)}$	75.625	$\frac{1.155}{(1.05 \times 1.1)}$	63.525	$\frac{2.2}{(2 \times 1.1)}$	121	$\frac{2.2}{(2 \times 1.1)}$	121	
外装	18	6,912	$\frac{10}{(2.5 \times 4)}$	180	$\frac{5}{(1.25 \times 4)}$	90	$\frac{5}{(1.25 \times 4)}$	90	$\frac{4.2}{(1.05 \times 4)}$	75.6	$\frac{8}{(2 \times 4)}$	144	$\frac{8}{(2 \times 4)}$	144	
内装	27	10,368	$\frac{12.5}{(2.5 \times 5)}$	337.5	$\frac{1.875}{(1.25 \times 1.5)}$	50.625	$\frac{3.75}{(1.25 \times 3)}$	101.25	$\frac{1.575}{(1.05 \times 1.5)}$	42.525	$\frac{4}{(2 \times 2)}$	108	$\frac{3}{(2 \times 1.5)}$	81	
比率計	100			668.75		216.25		266.875		181.65		373		346	
算出単価(円/m <sup>2</sup> )		38,400		256,800		83,040		102,480		69,753		143,232		132,864	
採用単価(円/m <sup>2</sup> )				257,000		83,000		102,000		70,000		143,000		133,000	
坪当り(円/坪)				(848,000)		(274,000)		(337,000)		(231,000)		(472,000)		(439,000)	
建築経費(千円)				1,316,611		268,007		827,526		1,622,320		288,574		151,753	総経費 4,474,791

(備考) 本表IないしV'の各分類の内訳は、別表(三)その三 最高裁判所新庁舎面積区分表のとおりである。

最高裁判所新営庁舎面積区分表

別表(三) その三

I		II		III		IV		V		V'	
合計面積 5,123m <sup>2</sup>		合計面積 3,229m <sup>2</sup>		合計面積 8,113m <sup>2</sup>		合計面積 23,176m <sup>2</sup>		合計面積 2,018m <sup>2</sup>		合計面積 1,141m <sup>2</sup>	
室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
大法廷	560	見学者控室	300	検察官控室	33	記録庫	267	大会議室	500	審判部	845
	100	新聞記者室	152	弁護士控室	99	証拠品庫	40	同上準備室	50	交通部	296
小法廷	690	調査官室	314	和解室	25		20	議事堂	550		
	180	調査官会議室	40	公衆控室	220	中会議室	200	便所	128		
大小法廷附属室	60	大法廷首席書記官室	25	記録・閲覧室	70	同上準備室	20	一般交通部	385		
	150	書記官室	403	長官室	180	局会議室	260	調整分	405		
便所	44	訟廷事務室	328	裁判官室	1,400	局長室	350				
玄関・ホール	2,307	廷吏室	23	長官秘書官室	30	事務室	3,664				
一般交通部	1,032	会議室(訟廷)	40	裁判官秘書官室	280	同上附属室	588				
		未済記録庫	84	裁判官会議室	150	その他事務室	99				
		便所	44	評議室	270	図書館事務室	120				
		一般交通部	1,014	上席調査官室	40	同上附属室	60				
		調整分	462	事務総長室	66	図書館会議室	40				
				事務次長室	60	厚生関係室	1,009				
				特別応接室	130	保管関係室	1,151				
				応接室	66	管理関係室	3,225				
				図書館長室	33	ペントハウス	270				
				閲覧室	1,254	エレベーター室	432				
				便所	110	車庫	3,000				
				一般交通部	2,613	便所	298				
				調整分	984	一般交通部	5,185				
						調整分	2,878				

(備考) 1 便所は、区分面積の比率により配分した。  
 2 一般交通部は、IV、V、V'を各室面積の35%とし、それと玄関・ホール分を減じた残をI、II、IIIに比率により配分した。  
 3 調整分は、調整分算出方法どおり、II、III、IV、Vに配分した。

### 最高裁判所庁舎新営の構想試案（抜すい）

（八ページ四行目から一〇ページ一行目まで）

最高裁判所庁舎は、過去の様式にとらわれず、現代の建築様式によつて建築されるべきで、最高裁判所としての品位と重厚さを兼ね備えなくてはならない。

法廷は、いうまでもなく裁判所の最も重要な部分であるから、その意匠には特段の意をもちい、近代感の中にも格調ある端正な表現をもたせたい。一般に、建築の外観および室内意匠は、一貫した表現意図によつて統一されるべきもので、法廷以外の各部も裁判所にふさわしい品位を保持するものでなければならぬ。

なお、最高裁判所の予定敷地は、中央官衙地域霞ヶ関団地の一角にあり、国会議事堂、国立国会図書館と並び、国立劇場と隣接しているため、最高裁判所庁舎の外観は、この地域の景観を形成する重要な一要素である。付近に最高裁判所以上の規模の建物が建つ見込みがないから、最高裁判所庁舎の新営は、この地域の総仕上げになるものと考えてよいであろう。したがつて、その外観には、外構計画による環境整備を含め、最も留意する必要がある。

皇居との関連において、庁舎の高さをどの範囲にとどめるべきかも問題であるが、超高層建築にして皇居を見おろすような形は、この際避けるべきであろう。

以上、様式に関しては、抽象的構想にとどまつたが、元来、近代建築の表現は、その機能と不可分の関係にあるものと考えられるので、平面計画を含めて優れた建築家の造形的綜合に期待する。